

令和8年度（仮）推し食マイストーリー&スタンプラリー実施業務

1 業務名

令和8年度（仮）推し食マイストーリー&スタンプラリー実施業務

2 業務の目的

「北九州にはさまざまな美味しいグルメがあるものの、その認知度が十分に高くなく、また市を代表する象徴的なお土産品が不足している」という市民や観光客からの意見があり、課題となっている。

この課題に対し、本事業では、市民が親しむ飲食店や土産物の情報をストーリーと共に集約した「北九州の食のプラットフォーム」となる専用サイトを構築し、その専用サイトを通じた発信による地域の食の魅力の可視化を行う。

また、この専用サイトに集まった情報をもとに、実店舗への誘客を図る取り組みを展開することで、「地域の食の魅力の再発見」、「地域経済の活性化」、「市民のシビックプライド醸成」、に寄与することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日 ~ 令和9年3月31日

4 履行場所

・業務遂行に必要と認める場所

5 業務内容

(1) 投稿周遊企画の設営・運営

以下の内容を含む、市民参加型投稿及び市内店舗周遊企画を運営すること。

ア 投稿企画の考案

- ・「2 業務の目的」を達成するため、北九州市民の推し食（グルメ・お土産）についてカテゴリー別に投稿する企画を実施すること。
- ・カテゴリーは、ソウルフード、ベーカリー・スイーツ、お土産、ハレの日グルメを軸に提案すること。
- ・投稿時に選出理由・物語・エピソードなどの投稿を促し、市民の共感を高める仕組みを構築すること。
- ・対象は全市民とし、コアターゲットは、20~30代を中心としたSNSアクティブ層（共感・発信重視）や子育て世代・カップルを意識した企画とすること。
- ・より多くの投稿を促す仕組みとして、著名人などに市民が推しグルメ

を教えてあげる、おせっかい心を呼び起こすスタイルとすること。

- ・地元民が投稿した北九州市の推し食（グルメ・お土産）情報を専用サイトに掲載し、市民はもとより観光客に地元のおすすめを紹介、実店舗利用を促すこと。

イ 周遊企画の考案

- ・専用サイト掲載店が周遊企画に参加しやすい、シンプルなくみを構築すること。
- ・市民が周遊に参加しやすい、シンプルなくみを構築すること。

ウ 共通

- ・市民の投稿や周遊の盛り上がりを促すため、インセンティブを用意すること。

(2) 専用サイトの制作・運用

以下の要件を満たす専用サイトを制作し、運用すること。以下の趣旨を具現化するよりよい提案があれば代替案を妨げない。

ア デザイン要件

- ・20～30代など SNS アクティブ層に好まれるデザインとすること。
- ・関連企画である一期一食イベントのデザインを意識すること。

イ 専用サイトの構成要件

○トップ画面

- ・企画の紹介（タイトル・説明）欄を設けること
- ・投稿内容紹介コーナーを設けること
- ・エリアごと等、検索に便利なタブを設けること。
- ・投稿件数を表示する機能を設けること。
- ・市民が投稿した推し情報をトップ画面上にカテゴリーごとに表示すること。
- ・デジタルスタンプラリー参加店であることがわかる機能を設けること。
- ・市民の盛り上がりを醸成するため、「これ食べてみたい！」ボタン、「これ知らなかった！」ボタン等を設けること。
- ・他者の投稿にコメントできる機能を設けること。
- ・コメント等がつくアクティブな投稿を上位表示する機能を設けること。
- ・デジタルスタンプラリーページに移動できるボタンを設けること
- ・デジタルスタンプラリー申込リンクを設けること
- ・投稿フォームボタン設けること。

○投稿フォームページ

- ・投稿者名（必須）、店名（必須）、商品名（任意）、区（必須）、推す理由（必須）、写真・動画投稿機能（投稿者本人撮影に限る）（任意※1）、エピソード（任意）

※1 写真・動画の投稿が無い場合に使用するアイコンをカテゴリーごとに1つずつ用意すること。

○デジタルスタンプラリーページ

- ・デジタルスタンプラリー参加店舗だけが表示されるページを作成すること。
- ・デジタルスタンプラリー申込リンクを設けること
- ・デジタルスタンプラリー参加店舗からトップ画面に移動できる機能を設けること。

ウ 機能要件

- ・不適切投稿の管理機能を設けること

エ 本企画に付随するページの作成要件

- ・食に関する情報をまとめるサイトとして活用するため、以下のページを作成すること。（※2）

- ・一期一食イベント
- ・美食産業創造塾
- ・食のサポート窓口（イベント出展者の募集、食にまつわるお問い合わせ窓口機能）

※2 情報や画像（既存のもの）は市が提供する。必要に応じて加工や準備を行うこと。

オ 運用要件

- ・サーバー管理、保守、アクセス解析
- ・投稿データの管理
- ・来年度以降も継続的に活用されることを前提にシステム構築すること

(3) 実店舗周遊（デジタルスタンプラリー）運営

ア 要件

- ・デジタルスタンプラリー方式で実施すること。
- ・レジ等付近に設置している二次元コードを読み取ることで、来店ポイントを貯めることができる仕組みとすること。
- ・数多く周遊した参加者にインセンティブを与える設計とすること。
- ・デジタルスタンプラリーに容易に参加できるよう、専用サイトと連携すること。

- ・採用するシステムの導入事例があれば、明示すること。
- ・来年度以降も同様・類似の企画を実施することを前提にシステム構築すること

イ 参加店舗への承諾

- ・市民が投稿した店舗に対し、デジタルスタンプラリー企画に参加するよう連絡、調整を行うこと。(500店舗へ連絡、300店舗参加承諾程度を想定。)
- ・参加の承諾が得られた店舗に対し、デジタルスタンプラリーに係るマニュアル及び店舗に設置するQRコード等の仕組みを提供すること。
- ・参加店舗に対しては、暴力団でないことへの確認作業を市が行うために必要な資料(役員名簿等)を提出させること。
- ・本事業を通じて構築する店舗とのネットワークを次年度以降の施策にも活用できるよう、将来の事業案内(メルマガ送信など)に対する受諾意向を適切に確認すること。

(4) プレゼント抽選

- ・デジタルスタンプラリーで集めたポイントを利用した抽選会を一期一食イベント(11月の土日2日間)内で行うこと。(出展ブースは市が用意するもの。)
- ・抽選機材やスタッフを確保すること。
- ・抽選プレゼント(総額15万円相当を想定)を準備すること。
- ・個人情報の取り扱いに配慮した仕組みとすること

(5) パネル展示の実施

ア 市イベント(9月)内でのパネル展示(屋内)

- ・展示用のパネルの作成を行うこと。
(W900mm×H1,800×20枚を想定)
- ・当日のパネル設置を行うこと。
- ・市民が投稿したストーリーの内容をパネル展示用にリライトして展示すること。(リライト件数は50件を想定している。1枚当たり4ストーリー+α)

イ 一期一食(11月)内でのパネル展示(屋外)

- ・上記で作成したパネルを利用したパネル展示を行うこと。
- ・当日のパネル設置を行うこと。(屋外での開催となるため風雨の対策を行うこと。)

(6) 広報

本企画は、全ての市民への認知を目指している。下記の広報をベースに実施すること。

ア 動画制作

- ・本企画の話題づくりとして、30秒を目安にPR動画を制作すること。動画を見た人が投稿することはもちろん、この企画を他の人に伝えたいような興味を惹く内容とすること。

イ 画像の作成

- ・SNS 広報用の画像を作成すること。(10パターンを想定)

ウ 有料広告を活用した広報

- ・有料広告(Google、Instagram等)を活用すること。(広告費の上限は市と協議の上で決定する。)
- ・地元インフルエンサーと連携し、情報拡散を図ること。

エ その他広報

- ・PRTIMES、市政だより、市公式 SNS 等と連携すること。
- ・チラシ(5,000部)、ポスター(300部)の制作を行うこと。
- ・チラシ(2,500部)、ポスター(150部)の梱包・配送を行うこと。
 - ①市内飲食店へチラシ2,500部、ポスター150部配布
 - ②市関連施設へチラシ2,500部、ポスター150部配布(①について、梱包、配布を行うことを想定)

(7) その他独自提案

(1)～(6)の他、予算内でグルメやお土産の認知度向上とブランド力の強化を図り、市内飲食店および食品関連産業への集客と消費拡大を促進し、地域経済の活性化に寄与することを目的とし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を可能な範囲で盛り込むこと。

(8) 関係機関との連携

- ・各関連イベントの関係団体と連携を図ること。
(例：一期一食イベントは一期一食実行委員会との連携 等)

(9) その他留意事項

- ・本企画が全ての市民へ認知されるよう努め、来年度以降の継続性、拡充も意識した内容とすること。

6 業務スケジュール

日程	業務内容
令和8年8月中旬～	○本イベントの広報開始 ・話題創出動画公開 ・有料広告等を利用した広報開始 ・著名人による呼びかけ ○専用サイト公開 ・市民からの投稿募集開始 ・随時市民からの投稿公開 ・随時デジタルスタンプラリー参加 店舗への承諾・イベント説明開始
令和8年9月上旬～11月初旬	○スタンプラリー開催 ・店舗周遊ごとにポイント付与 ○パネル展示実施（9月中旬：屋内） ・市民から投稿されたストーリーを リライトして展示
令和8年11月14日、15日	○スタンプラリー抽選会開催 ・一定のポイントを貯めた方を表彰 ・最もポイントを貯めた方を表彰 ○パネル展示実施（屋外） ・9月中旬に使用したパネルを利用 して展示

7 成果物の納品

(1) 動画データ

ア 動画データ一式（MP4形式、白素材含む）

(2) 画像・広報物

イ サムネイル画像、ポスター・チラシデータ（PDF形式）

(3) Web・システムデータ

ウ 投稿内容一覧（CSV形式）、アクセスログデータ

(4) 実績報告書

エ 事業全体の実施報告、アンケート集計結果、分析資料

8 次年度以降の継続運用に向けた専用サイトの拡張性確保および運用保守

(1) 将来の施策展開を見据えた汎用的なサイト設計

本業務で構築する専用サイトは、今年度のデジタルスタンプラリーに限定せず、次年度以降に実施が想定される多様な周遊企画（スタンプラリー、クーポン事業、新たな観光ルート案内等）にも柔軟に対応できるよう、以下の要件を満たす汎用的なプラットフォームとして設計・構築すること。

(本事業以外の周遊企画を実施する場合の専用サイト改修等にかかる費用は、別途市が負担するものとする。)

ア データベースの継続利用

- ・本業務で収集・蓄積した店舗情報やユーザーデータが次年度以降の異なる施策においてもそのままあるいは加工して活用できる構造であること。

(2) 受託事業者による運用保守および体制の構築

ア 次年度以降の運用計画の提示

(3) システムおよびデータの管理権限・移管準備

ア 管理権限の整理

- ・ドメイン、サーバー、各種プログラムのソースコード等の管理権限について、将来的に市または市が指定する第三者へ遅滞なく移管・継承できる設計および契約形態とすること。

イ データの汎用出力

- ・蓄積された店舗データや投稿エピソード、周遊実績データ等を、汎用的なデータ形式（CSV等）で容易に一括抽出できる機能を備えること。

ウ 運用マニュアルの整備

- ・システムの管理方法やデータの抽出手順等をまとめた管理者用マニュアルを作成し、次年度以降の運用において活用可能とすること。

9 その他

(1) 契約金額は、業務完了確認後に受注者の請求に基づき、一括して支払う。

(2) 上記5に係る経費の負担・支出については、あらかじめ受注者において行うこと。ただし、市の保有する物品を使用する場合はこの限りではない。

(3) 受注者は、必要に応じて発注者の意向及び意見を集約し、本業務に反映させること。

(4) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、市担当者とは十分協議すること。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

(5) 本事業の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。

- (6) 業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合はこの限りではない。なお、受注者は、再委託先の行為については、全責任を負うこと。
- (7) 本事業の履行に際し、事業内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項は他に漏らし、その他の目的に利用してはならない。なお、再委託先についても同様とする。
- (8) 本業務に関する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に則して、適正に取り扱うこと。なお、再委託先についても同様とする。
- (9) 関係法令を遵守し、安全に十分配慮すること。なお、再委託先についても同様とする。
- (10) 下記事項に要する費用は全て受注者の負担とする。
 - ア 受注者の不注意によって生じた業務上の損失補償費用
 - イ 受注者が第三者に与えた損害賠償費用
- (11) 本仕様書に記載の事項について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、発注者と受注者により協議の上、仕様を変更することができる。
- (12) 受注者は、受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関する全ての著作権を成果物の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。